

## 医療費等適正化検討部会設置要綱

### (設置)

第1条 生駒市国民健康保険の運営について、専門的な知識や、市民などの意見により医療費の適正化について検討を深め、運営の安定と健全化を図ることを目的として医療費等適正化検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討部会は、次に掲げる事項について協議及び検討し、生駒市国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）に報告するものとする。

- (1) 生駒市国民健康保険における医療費の適正化と運営方法に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 検討部会は、部会員7人以内をもって組織する。

2 検討部会の部会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 運営協議会委員
- (3) 市民代表（公募）
- (4) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 部会員の任期は、委嘱された日から第2条の所掌事務が終了する日までとする。

2 部会員のうち前条第2項第2号に掲げる者は、同号に掲げる者でなくなったときは、その職を失うものとする。

### (部会長、副部会長等)

第5条 検討部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によって定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、検討部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討部会は、部会長が召集し、部会長が議長となる。

- 2 検討部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討部会の議事は出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (業務の一部委託)

第7条 検討部会は、その業務の一部を部会長が認めたものに委託することができる。

### (関係者の出席等)

第8条 検討部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第9条 検討部会の庶務は国保年金課において処理する。

### (施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。